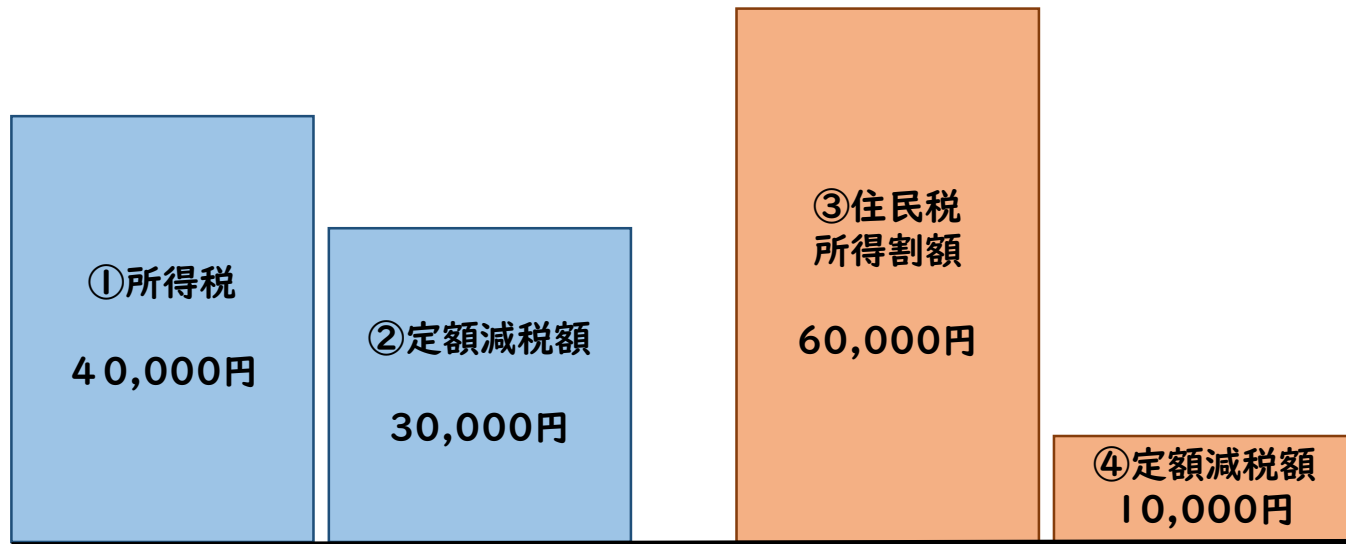


例1) 1人世帯 (扶養なし) で 所得税 40,000円

住民税所得割 60,000円 の場合

(定額減税額 所得税分 30,000円 住民税所得割分 10,000円)



「①所得税」
「③住民税所得割」
のいずれも税額が
「②④定額減税額」を
上回っているため、
調整給付の対象外
(①>②、③>④)

例2) 納税者本人、配偶者、子1人の3人世帯で 所得税 85,000円

住民税所得割 100,000円 の場合

(定額減税額 所得税分 90,000円 住民税所得割分 30,000円)

⑤5,000円を1万円単位に繰り上げ、
給付額 10,000円

⑤定額減税
しきれない額
5,000円

①所得税
85,000円

②定額減税額
90,000円

③住民税
所得割額
100,000円

④定額減税額
30,000円

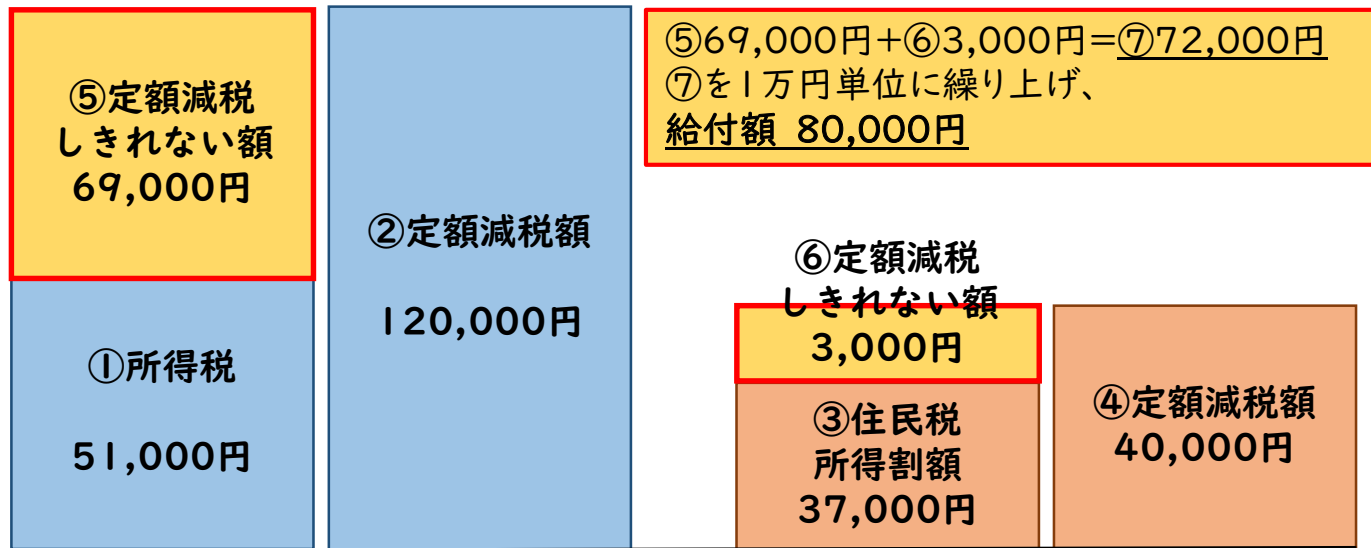
「②定額減税額」が
「①所得税」を上回って
いるため、
「⑤定額減税額しきれ
ない額」を1万円単
位に繰り上げた金額が
調整給付として支給さ
れる

(住民税分は③>④の
ため調整給付対象外)

例3) 納税者本人、配偶者、子2人の4人世帯で 所得税 51,000円

住民税所得割 37,000円 の場合

(定額減税額 所得税分 120,000円 住民税所得割分 40,000円)



「②④定額減税額」が
「①③所得税」を上回っ
ているため、
「⑤⑥定額減税額しきれ
ない額」を合算して
1万円単位に繰り上げた
金額が調整給付として
支給される